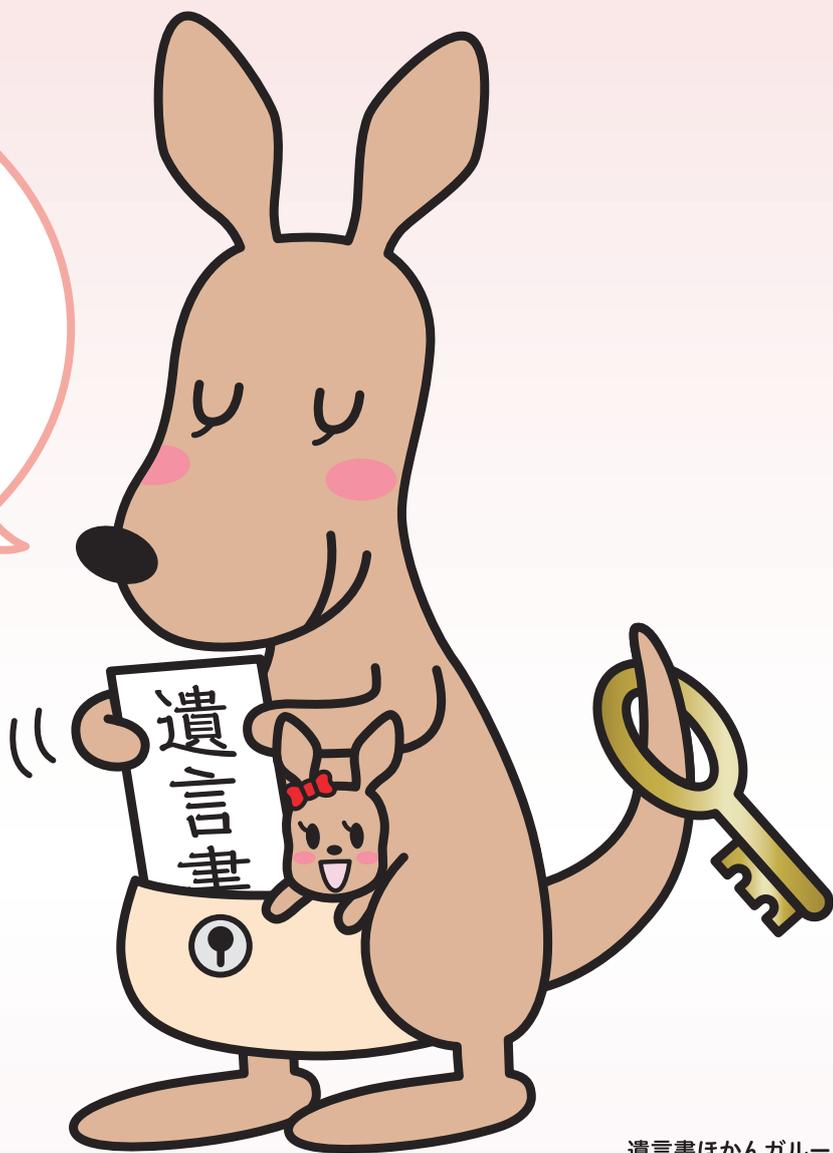


預けて安心! 白筆証書遺言書保管制度

あなたの
大切な遺言書を
法務局
が守ります。

保管申請の
手数料は
3,900円!



遺言書ほかんガルー

▶ 手続きには予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※電話での予約も可能です。



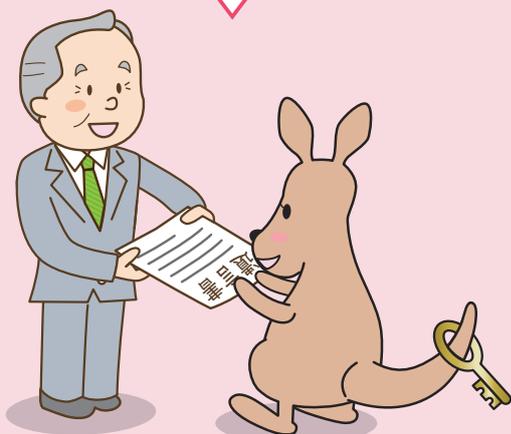
福島地方法務局供託課	024-534-1111	福島地方法務局相馬支局	0244-36-3413
福島地方法務局郡山支局	024-962-4500	福島地方法務局白河支局	0248-22-1201
福島地方法務局若松支局	0242-27-1498	福島地方法務局いわき支局	0246-23-1651

(詳しくは法務省のホームページへ) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- 🔑 自筆証書遺言に係る遺言書
- 🔑 申請書*
- 🔑 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 🔑 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 🔑 手数料(収入印紙)

※申請書の様式は、法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の閲覧をした場合



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。